

諮問事項について

諮問事項

発 加 福 第 8 号

令和6年5月21日

加賀市健康福祉審議会 会長 様

加賀市長 宮 元 薩



加賀市健康福祉審議会条例第2条の規定により、下記の事項について貴審議会からのご意見・ご助言を賜りたく諮問いたします。

記

1. 地域福祉に関する事項
2. 高齢者に関する事項
3. 障がい者に関する事項
4. こどもに関する事項
5. 健康に関する事項
6. 第5期加賀市地域福祉計画の策定に関する事項
7. 加賀市こども計画の策定に関する事項
8. その他健康及び福祉施策の推進に関する事項